

一般社団法人西多摩医師会定款

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人西多摩医師会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医道の高揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図るとともに、地域社会の保健衛生と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康増進及び公衆衛生に関する事業
- (2) 地域医療の推進発展に関する事業
- (3) 医学教育、医師の生涯研修に関する事業
- (4) 会員の相互扶助及び福祉増進にかかわる事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項各号の事業は、東京都において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 あきる野市、青梅市、奥多摩町、羽村市、日の出町、檜原村、福生市、瑞穂町の8市町村（以下「西多摩地区」という。）内に就業場所又は住所を有する医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者
- (2) 準会員 イ) 正会員の管理下で就業している医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者

ロ) 廃業等により診療行為を行わなくなった会員のうち当会残留を希望したもの

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の義務)

第6条 会員は、医師の倫理及び本会の目的を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

(入会及び異動)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

2 会長は、理事会において入会の承認を得た後は、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、異動届書を会長に提出しなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、医道審議会の審議裁定を経て、社員総会においてその再入会を承認する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、本会所定の入会金及び会費を本会に納入しなければならない。ただし、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

2 入会金及び会費の額並びにその徴収方法は、社員総会において定める。

(会員の制裁)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に制裁を科することができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を乱したとき

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、社員総会の決議を経て行う。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分が決定されたときは、会長は、

当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

- 6 医道審議会は、第1項の規定による会員の制裁に当たり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(退 会)

第10条 本会の会員で退会しようとする者は、退会届書を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、前条の制裁対象となっている会員からの退会届出を保留し、同条に基づく処分を行うことができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当することとなった場合には、その会員は会員資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 医師でなくなったとき
- (3) 第5条第1項に規定する資格を喪失したとき
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、督促に応じないとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 第9条4項の規定により除名されたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、いずれもこれを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名及び再入会
- (3) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
- (4) 医道審議会委員の選任及び解任
- (5) 役員の報酬等の額並びに役員に対する報酬等の支給基準
- (6) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの付属明細書

並びに財産目録の承認

- (7) 定款の変更
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 本会の解散及び残余財産の帰属の決定
 - (10) 理事会が付議した事項
 - (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第47条第1項に定める事業計画書及び収支予算書
 - (2) 第48条第2項に定める事業報告等
 - (3) その他必要な会務報告

(定時社員総会及び臨時社員総会)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
ただし、5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時社員総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

(社員総会の議長・副議長及び議事録署名人)

第16条 社員総会に、議長及び副議長各1名を置き、議事録署名人2名を置く。

- 2 議長・副議長及び議事録署名人は、その社員総会において出席した正会員の中から選出する。ただし、役員は、議長及び副議長になることはできない。
- 3 社員総会の議長は、議場の秩序を保持し議事を整理し、会議を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(社員総会の定足数及び決議)

- 第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議をすることができない。
- 2 社員総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第2項の決議を行わなければならない。
- 5 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前4項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 6 理事会において、社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第5項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会への出席発言)

- 第19条 役員は、社員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、法人法施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名・押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。
 - 4 第18条第5項に規定する委任状及び第18条第6項に規定する議決権行使書については主たる事務所に3ヶ月間、備え置かなければならない。

(会長の通知義務)

- 第21条 会長は、社員総会において議決した事項を速やかに正会員に文書をもって通知しなければならない。

(社員総会の議事規則)

- 第22条 社員総会の議事に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち1ないし2名を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は副会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、理事のなかからその職務を代行する者を選定する。
- 6 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第 27 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員については、再任を妨げない。
 - 4 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の親族等割合の制限)

- 第 28 条 本会の理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 2 本会の監事には、本会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族、その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の解任)

- 第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第 30 条 役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の報酬等のほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任免除)

- 第 31 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員(役員であつた者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(理事会)

- 第 32 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があ

った日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会を招集し、その議長になる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前各項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の任務)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) 社員総会の招集の決定
 - (5) 東京都医師会代議員及び予備代議員の選出
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第34条 役員が役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。
- 2 会長又は副会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も署名・押印する。
 - 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第 7 章 医道審議会

(医道審議会)

- 第 36 条 本会に、医道審議会を置く。
- 2 医道審議会は、7 名の審議委員をもって組織する。

(審議委員の選任)

- 第 37 条 審議委員は、本会の正会員の中から、社員総会において選任する。

(審議委員の任期)

- 第 38 条 審議委員の任期は、第 27 条 1 項（役員の任期）の規定を準用する。
- 2 任期の満了又は辞任により退任した審議委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(審議委員の兼職禁止)

- 第 39 条 審議委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び医道審議に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

- 第 40 条 医道審議会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。
- (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第 9 条（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- 2 前項の審議を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

- 第 41 条 医道審議会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(医道審議会に関する規則)

第 42 条 医道審議会に関して必要な事項は、別に定める。

第 8 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 43 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 44 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第 9 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 45 条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時社員総会にその内容を報告し、第3号から第6号の書類については、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
 - (1) 監事の監査報告書
 - (2) 定款
 - (3) 会員名簿
 - (4) 役員の名簿
 - (5) 役員の報酬等の支給基準を記録した書類
- 4 貸借対照表は、定時社員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第50条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第51条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(残余財産の処分)

第52条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告)

第53条 本会の公告は、本会の主たる事務所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第54条 本会に、事務局を置き、責任者として事務長を置く。

- 2 事務長の任免は、理事会の決議を経て、会長が行う。
- 3 事務局のその他の職員の任免は、会長が行う。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を経て、

会長が定める。

(部及び委員会)

第 55 条 本会に会務の運営及び事業の遂行を補佐するため、理事会の決議により部及び委員会を置くことができる。

2 前項の部及び委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 前項の委員には、理事会で定める報酬の基準にもとづき報酬を支払うことができる。

4 第 1 項の部及び委員会の運営規程は理事会において定める。

(委 任)

第 56 条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（以下「移行日」という。）から施行する。

(会長等に関する措置)

2 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事 会 長 横田 卓史

業務執行理事 副会長 鹿児島武志

(会員に関する経過措置)

3 移行日前日において社団法人西多摩医師会定款第 5 条に規定する A 会員であった者は、移行日において本定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員の資格を取得し、B 会員であった者は、移行日において本定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する準会員の資格を取得する。ただし、準会員であった者が移行日より 3 ヶ月以内に所定の申出書により会長に申し出た場合には、移行日に遡って準会員から本定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員に移行することができる。

(医道審議会委員及び委員会委員に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に医道審議会委員及び委員会委員の職にある者は、改正後の定

款の規定に基づき、医道審議委員及び委員会委員となることができる。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。

- 7 平成27年4月1日一部改正